

## 高度 IT スキル習得支援補助金交付要綱

### (総則)

第1条 市内在住者の柔軟な働き方の実現及び所得向上につながるキャリア形成支援を目的に、高度 IT スキル習得のために講座を受講した者に対し、予算の範囲内において高度 IT スキル習得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和 47 年横須賀市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 学生を除く未就労の者又は就労者
- (3) 市長の指定する日までに第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成 29 年経済産業省告示第 182 号）第 2 条の規定により経済産業大臣の認定を受けた講座（以下「対象講座」という。）を修了した者。
- (4) 納期限の到来した市税を完納している者
- (5) 次に掲げる者に該当しないこと。

横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号。以下「条例」

という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員であるでない者

- (6) 前各号に定めるもののほか公序良俗に反する等のその他市長が適当でないことと認める者でない者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象講座の受講のために補助対象者が支払った受講経費（入学料及び受講料（市長が指定する期間内に支払が完了するものに限る。）をいう。以下同じ「受講経費」という。）とする。ただし、申請者の希望により特別に行われる訓練又は特別に提供される教材等に要する費用を除く。この受講経費は、市長が指定する期間内に支払が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、受講経費についてこの要綱に規定する補助金及び国、県その他の地方公共団体の同種の補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。ただし、市長が補助金の交付が適当であると認めた者については、この限りでない。

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3以内の額とし、25万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の補助対象者につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項ただし書の規定により補助対象経費とする場合において、他の補助金等（国、県その他の機関地方公共団体の制度による補助金等をいう。）の交付を受けた、又は受けるときは、補助金の額は、当該他の補助金等の額と合わせて補助対象経費の額を超えることができないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、高度ITスキル習得支援補助金交付申請書（様式第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象講座の内容及び受講経費が分かる書類
- (2) 勤務地の記載がある雇用契約書又は労働条件通知書の写し（就労者に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを適当と認めたときは、高度ITスキル習得支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更又は中止するときは、高度ITスキル習得支援補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、受講修了日から起算して30日以内又は市長の指定する日のいずれかの早い日までに、高度ITスキル習得支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 受講経費の支払を証する書類
- (2) 対象講座を修了したことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、高度ITスキル習得支援補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 10 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。